

令和8年1月9日
神奈川労働局

松田公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川労働局（局長 児屋野 文男）は、松田公共職業安定所（以下「松田所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

松田所において、職員がB病院へ返すべき高年齢雇用継続給付支給決定通知書（※）1名分をA病院へ誤交付する事案が発生したものです。

（※）高年齢雇用継続給付支給決定通知書とは、高年齢雇用継続給付の支給の可否についての情報を通知するための書類である。

2 漏えいした個人情報

高年齢雇用継続給付支給決定通知書に記載されていた申請者の氏名、性別、生年月日、支給の可否についての情報。

3 事実経過

（1）令和7年11月27日、2つの病院の担当者が、高年齢雇用継続給付支給申請にそれぞれ来所した。A病院は7名分、B病院は1名分を各自受付箱に入れた。

（2）同日10時30分頃、職員は、受付箱に書類が入っていることを確認した。この際、通常、事業所ごとに紺のクリアケースに入れて受付箱に入れることになっているが、A・Bどちらの病院もクリアケースに入れていないかった。

（3）同日10時45分頃、職員は、A病院8名分と勘違いし処理を行い、A病院へ8名分を返却した。

（4）同日11時40分頃、待っていたB病院担当者より書類の進捗状況を聞かれ、職員が

確認したところ、A 病院から受理した申請書の中に B 病院の被保険者の高年齢雇用継続給付支給申請書 1 件が混ざっていたことが判明した。このため、職員は、A 病院に電話連絡し、B 病院 1 名分を A 病院へ誤交付したことを確認した。このことを受けて、職員は、上司である雇用保険課長へ誤交付が発生した旨報告し、雇用保険課長は所長に報告した。

(5) その後、雇用保険課長は、窓口で待っていた B 病院担当者に謝罪するとともに、回収後事業所に届ける旨提案したが、B 病院担当者は、再来所するとの意向を伝え退庁した。

(6) 13 時 30 分頃、雇用保険課長は、A 病院へ伺い、謝罪を行った上で、A 病院担当者より、A 病院に誤って交付した B 病院 1 名分の高年齢雇用継続給付支給決定通知書を回収した。

なお、B 病院担当者には、同日中に再度来所していただき、改めて支給決定通知書の交付を行った。

4 発生原因

- (1) A 病院の書類返却時に事業所担当者と返却書類の確認を一枚一枚行っていなかったこと。
- (2) 事業所ごとに紺のクリアケースに入れて受付箱に入れることになっているが、両病院に対して、申請書類をクリアケースに入れて提出することについての案内が十分ではなかったこと。
- (3) 職員は、別室で作業中だったため各事業所が受付箱に申請書類を入れるところを見ておらず、待合に 1 名しか待っていなかったことから、受付箱内の書類は 1 事業所分と思い込み、クリアケースに入れられていた申請書類について、確認が足りていなかったこと。
- (4) 両事業所とも提出された申請書類に関して、事業所名の確認を怠っていたこと。

5 再発防止対策

【松田所の取組】

令和 7 年 11 月 27 日、所内幹部職員を全員収集して幹部会議を開催し、所長より発生事案の概要について説明を行うとともに、管下の職員全員に対し、個人情報保護に係る基本動作の徹底を指示、全ての課・部門に対して指導を行った。発生部門においては、幹部会議終了後、直ちに雇用保険課長による職員に対する基本動作徹底の再指導と業務等の見直しを以下のとおり行った。

- (1) 受付箱から出す際、受付時に紺色のクリアケースに入れられているか 1 件ずつ確認し、クリアケースに入れられていない書類を発見した場合には、事業所担当者(申請者)を窓口に

呼び出し、ケース内の書類がすべて自社の提出物であるかを確認してもらう。その上で、受付箱に入る際は必ず紺色のクリアケース入れるよう説明し、提出者に対して紛れ込み防止の重要性について理解を図る。クリアケースに入れられている場合についても、ケース内に他の事業所の書類が混じり込んでいないかを確認し、紛れ込み防止の徹底を図る。

(2) 返却時は窓口で事業所担当者の前で返却書類の事業所名・書類名・氏名を読み上げ、事業所担当者と返却書類の内容及び件数の確認を徹底する。

また、受付箱前に「受付箱に入る際は必ず紺色のクリアケース入れること」と掲示しているが、目立たない挿入口から離れた場所から、挿入口のすぐ上の窓口利用者にとって目線に入りやすいところに移動させ、クリアケースに入れて提出することについて、周知の徹底を図る。

【神奈川労働局の取組】

(1) 令和7年11月28日、総務企画官から全所属長宛て、前日地方課から発出されていた公共職業安定所の情報漏えいに係る注意喚起メールを引用し、基本動作である確認作業を徹底するよう指示するメールを送信した。

(2) 同年12月1日、職業安定部内において緊急の幹部会議を開催し、頻発する情報漏えいについて情報共有を図るとともに注意喚起を行った。

また、公共職業安定所での漏えい事案が立て続けに発生していることに鑑み、同年12月16日に所長、出張所長、職業安定部内の課長を召集して漏えい防止に係る緊急会議を開催し、局長、総務部長、職業安定部長より、漏えい防止の徹底を図るよう指示を行った。その後出席者は、原因の明確化を図り、再発防止につなげることを目的とした事例検討を実施した。

(3) 同年12月2日に開催された会議において、参加者（主として係長クラス）に対し、職業安定課長より、個人情報の取扱いについて注意喚起を行った。

(4) 同年12月15日、実状を踏まえ、職業安定部長より全所属長宛てに事務連絡を発出し、情報漏えいに係る注意喚起を行うとともに自主点検の実施を指示した。

【担当】神奈川労働局 職業安定部
職業安定課長 中島 章博
雇用保険監察官 村田 一郎
電話 045-650-2800